

介護職員処遇改善加算に係る情報公開(見える化要件)

2024年(令和6年)の介護報酬改定において、複数の種類の処遇改善加算が介護職員等処遇改善加算として一本化されました。当介護医療院におきましても、当該加算の算定を行っております。算定するにあたり職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等によって公表することとなっています(見える化要件)。当施設における取組状況を、以下の通り公表します。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">✓ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどのマニュアルにより明確化する✓ 職業体験の受入れや地域の夏祭り等への参加による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none">✓ より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等✓ 上司による定期面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none">✓ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備✓ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none">✓ 福利厚生制度やメンタルヘルス等のまめやか相談窓口の設置✓ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施✓ 職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修の実施✓ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	<ul style="list-style-type: none">✓ 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動のための委員会およびワーキングを設置✓ 現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している✓ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている✓ 業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できるよう、介護助手等を活用し、業務分担をしている
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none">✓ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善✓ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施✓ ケアの好事例や、利用者・家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供